

| | |
|------------------|---|
| Title | R・B・ ステイブンス、B・S・ ヤーメイ共著 『制限的慣行裁判所』：司法手続と経済政策の研究 |
| Sub Title | R.B. Stevens and B.S. Yamey : The restricture practices court : a study of the judicial process and economic policy |
| Author | 金子, 晃(Kaneko, Akira) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1966 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.6 (1966. 6) ,p.94- 100 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660615-0094 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

R. B. Stevens and B. S. Yamey,

The Restrictive Practices Court

—A Study Of The Judicial Process And
Economic Policy—

London, Weidenfeld And Nicolson, 1965, 260 pp

R・B・ステイブンス、B・S・ヤーメイ共著

『制限的慣行裁判所』

——司法手続と経済政策の研究——

イギリスにおいて、独占および制限的取引慣行のための立法に着
手したのは、一九四八年の独占および制限的慣行(調査および規制)
法(The Monopolies and Restrictive Practices (Inquiry and Control)
Act, 1948)によつてであつた。この法律は、単に独占的狀態の調査
のための特別の調査機関である独占および制限的慣行委員会の設置
と調査の結果判明した弊害を処理するための関係官庁の権限を定め
たもので、特定の行為を禁止するものではなかつた。この法律に基
いて、独占委員会は一九五二年に「集团的差別行為に関する一般報
告書」を提出した。この報告の勧告に基づいて一九五六年に立案、制
定されたのが、制限的取引慣行法(Restrictive Trade Practices Act,
1956)である。この法律はその正式の名称「特定の取引制限協定の
登録および司法的審査について規定し、公共の利益に反すると認め

られた場合におけるかかる協定を禁止し、商品の再販売価格を規制する条件の集团的強制を禁止し、さらにかかる条件の法律上の手続による個別的強制のための規定を設け、……ならびにこれらの事項の関連するその他の目的を達成するための法律」が示すように、独占的慣行規制のために協定の登録制と特別裁判所による司法的審査の手段を設けたものである。一九四八年の消極的な調査の法律から、司法的規制に一步踏み出したものとして、一九五六年法は画期的なものである。

本書は、この一九五六年の制限的取引慣行法によつて設置された制限的慣行裁判所 (The Restrictive Trade Practices Court) に関する研究である。本書は、独占および制限的慣行の全領域にわたる法律的・経済的研究ではなく、それより狭い制限的慣行裁判所についての研究に限定されている。しかし、独占および制限的慣行の規制の中心たる第二一条(1)の背後にある政策目的についての検討、さらにこれらの目的達成のために、現存の規制機関たる制限的慣行裁判所が、果たして適切であるか否かについての詳細な検討は、規制方法および機関の異なるわが国においてもきわめて示唆に富んでいる。

本書は、三つの部分から構成されている。第一部は序論であり、一九五六年法の背景および裁判所の創設を述べることを目的としており、二つの章から成り立っている。第二部は五章より成り、一九五六年法の第一章の政策意味および裁判所が関係しなければならぬ問題が、裁判所に親しむ問題であるか否かを、判例を通じて詳細に検討する。この第二部はまた、裁判所に課せられた経済分析および

経済予測の任務について調べ、本法によつて採用された解決の本質的かつ政治的意味の評価も行なっている。第三部は、二つの研究を通じて一九五六年法の第一章の機能を詳細に分析する。その一つは、登録手続の法的側面を分析する。他の一つは、主たる制限が公共の利益に反すると判断された七つのケース(一九六三年末までに判決されたもの)について裁判所の判決を検討している。なお、第一章(緒論)、第二章(史的背景)、第三章(ジャスティンシアビリテイと第二一条)、第六章(裁判所と司法手続)、第八章(協定の登録と決定の強制)は法律学者のスティブンス教授が、第四章(第二一条の経済学)、第五章(裁判所と経済予測)、第九章(裁判所によつて認可された協定)は経済学者であるヤーマイ教授が担当している。著者ロバート・スティブンスは現在エール大学の教授で法律学を専攻しており、またジョナサン・エドワード大学の評議員の役職にもついている。B・S・ヤーマイは、ロンドン大学の経済学部教授である。ヤーマイ教授には、この外独占および制限的慣行、商品市場と分配、後進諸国、および会計の歴史等に関する著作があり、ごく最近のものとしては「再販売価格維持」(1966)がある。

以下本書の中心である第二部について簡単に紹介することにする。

一 すでにふれたように一九五六年法によつて行なわれた最も重要かつ議論の多い変更は、制限的取引慣行の調査義務を裁判所に課したことである。著者はこの変更は、イギリスの裁判所の有する特

殊な二つの側面において重要かつ議論が多いとしている。すなわち、一つは法における安定性 (certainty) に対する強い要請である。

これは、裁判官の作つた法 (Judge made law) を改良するために、現在の状態に合致させるために、あるいは生活している人々の要求によりよく奉仕させるために改正することを多くの裁判官が拒否する結果をもたらしてきた。他の一つは、自己を先例と論理に制限しようとするイギリスの裁判官の習性である。すなわち裁判官達は法が必然的にその基礎としている政策に関係すべきではないと主張する。この結果、一方では裁判官は、何が「法律」問題とみなされるかを決定することは正当とされるが、他方「政策」問題について判断を下すことは、二〇世紀の民主主義国家イギリスにおける国会の最高性の意味を否定することになるとされた。

政策問題からの一般的後退の一部として、裁判官は徐々に独占および制限的慣行を含む問題から、また経済の分野をコントロールすることに裁判所を巻き込むあらゆる決定から身を引いた。政策の展開を含むが故に、かかる決定を裁判所は取扱うべきではないと裁判官達は主張したのであった。

ところで、裁判所が「政策」問題として排除してきた、独占および制限的取引慣行に対して、一九五六年法が明確に司法的解決手段を採用したわけであるが、果たして解決されるべき問題が司法的解決に適切な問題であるか否かが問題とされた。労働党—政府間にまた学者間に意見の対立があつた。

ある問題は、非常に広範な自由裁量の行使を裁判所に要求するた

め、法原則の助けを以つてしても明白な政策決定に直面すると思われるので、これらの問題は、裁判所による決定に適さないという意見も理由があるように見えるわけである。しかし著者は、政策の展開は、それ自身は出来るかぎり客観的に行なわれている法の原則に具体化されている基準として役立つならばコモンローにおける通常の司法手続に固有なものであり、かつ正当なものであるとする。したがつて著者は、政策決定および自由裁量の行使を non-judiciality と同等ではないとする。要するに、最も単純な法律問題においても、裁判官は、意識的、無意識的に法の適用において、その背後にある政策および立法理由を検討しているがゆえに、すべての問題をその性格によつて、政策の要素の存否によつて justiciable であるとかないとか主張することは、問題を不明確にすると主張するわけである。そこで著者は、justiciability の問題は、狭い範囲内に自由裁量を制限することによつて、また明確に規定された基準を与えられて、裁判所が効果的に機能し得るように、立法者が当該法律によつて達成しようとした政策を、原則の中に具体化する立法者の能力の問題であると定義する。

更に著者は、問題となつてることが政治的に議論があり、司法手続によつて、それらを解決する試みが実際的でない場合にのみ、non-judicial であるということができるとして、制限的慣行の領域はかかるカテゴリーに入らないと述べている。したがつて、制限的慣行を取扱う手段として裁判所を採用することそれ自体は問題ではない。問題は、制限的慣行裁判所が、司法的仕方でも機能するため

の手段をあらかじめ備えつけているか否かである。この意味で政策が非常に重要となるわけである。

ところで、政策が明確であればあるほど、司法的解決は効果的に展開される可能性が大きい。したがって法律家の立場からみて最も満足すべき機構は、一定の制限的慣行の全面的禁止である。しかし、一九五六年法の立法者は、競争の美德あるいは一定の反競争行為の全面的禁止の一般的承認を含むはつきりとした政策はとっていない。一九五六年法は競争の促進に向つての第一歩である。しかし競争を常に望ましいものとして受け入れているのではない。さらに競争の利益を至上のものとして評価しているわけでもない。また、例えば、消費者の利益の増進あるいは完全雇用の維持といった他の単一の政策目標を第一位のものとして評価しているのではない。

かくして裁判官に、重大な政策問題における広大な自由裁量の分野が残されている。著者は、法の基礎として横たわっている明確な政策が欠けているということは、問題を処理するために採用された司法手続がその問題を処理するためには制度的に十分に整備されていないことを意味すると結論づけ、さらに、議会は裁判所に自己が確定することに失敗した政策の展開を強いるばかりでなく、イギリスの裁判所の伝統に異質の手続を採用することによつて、その展開を裁判所に要求したと述べて第三章を終る。

二 アメリカ合衆国においては、一八九〇年のシャーマン法の解釈・適用を行なう裁判所は、最初から、制限的取引協定の最も重要なカテゴリーに対して、それ自体違法の原則 (rule of per se illegality)

を適用してきた。アメリカの裁判所は協定および慣行の望ましい点、あるいは望ましくない点、またその機能の合理性を調査する必要はない。制限が存在することが確定されれば、違法の判決が下され、法的制裁が適用されるわけである。

他方、イギリスの立法においては、競争の集团的制限に対する一般的な仮定が存在はするが、制限的慣行は償いとなる美德を持つていと仮定されている。制限的慣行裁判所の任務は、かかる美德を発見することであり、発見された場合には、その制限によつて蒙る損害とそれとを比較衡量することである。裁判所の手引きとして、法第二一条は七つの形の美德を列記している。このうちいずれが存在することが判明した場合には、裁判所は協定に有利な判決をする。しかし、本条は制限的協定の中に探し求めなければならない損害の形を挙げていない。その代りとして、本条後段は広範な用語で協定によつて損害を受ける人々のカテゴリーを示している。第四章は、本条の政策をより深く分析すること、すなわち法の背後にある経済的・社会的目的を追求する。

著者は、本条の七つの正当化事由によつて奉仕されるべき政策目的の首尾一貫した説明を議会での討論の中に見いだすことは不可能であるが、しかし第二一条(1)の条文を大まかに次のようにいうことができるのと述べている。すなわち、企業間の競争は一般的には経済の最大の利益に合致する。競争はまた消費者の利益を増進する。にもかかわらず、ある状況下においては競争の一定の制限は、消費者の利益を増進することが実際にあり得る (a)号および(b)号)。しか

し国内市場における一定の製品の消費者の利益の増進および競争条件の確立は経済政策の恒久的目標ではない。産業あるいは取引の一定分野に独占の著しい要素（販売力、購買力の一企業への集中）が存在する場合には、このような独占体と取引あるいは競争しなければならぬ企業が共同行為によつて自らを守ることが認められるべきである（(c)号および(d)号）。また、消費者の利益の増進およびより競争的経済の確立ということは、競争の制限が地方的失業を回避し、輸出を維持することができる場合のあること（(e)号および(f)号）を無視することはできない。(g)号は、他の制限（他の理由によつて認められた）の機能にとつて不可欠である場合である。著者はこれら各号について（(g)号を除く）判例を検討しながら詳細に論究する。

参考のため第二二条各号を紹介すると次の通りである。

第二二条 裁判所が……その制限について、次の各号の一又は二以上に該当する事情が存在すると認め、かつ、その事情とその制限の効果として公衆又はその協定に参加しない者（その協定の参加者が生産し若しくは販売する商品の購入者、消費者若しくは使用者又はその商品の販売若しくはそれと同種の商品の生産若しくは販売に係る取引若しくは事業を行ない若しくは行なうことを意図する者）に与えており若しくは与えるおそれがある損害とを比較し検討した結果、その制限が不合理なものでないと認めた場合を除き、公共の利益に反するものとみなす。

a その制限が、その対象とする商品の特性にかんがみ、その商品の消費、据付又は使用に際して生ずるおそれがある損害（身体上のものであると財産上のものであるとを問わない）から公衆を保護

護するために、合理的に必要なであること。

b その制限を除去するときは、商品の購入者、消費者又は使用者としての公衆が、その制限又はこれに基く措置若しくは運用によつて享受しており又は享受するであろう他の特定かつ実質的な利益若しくは便宜を失うおそれがあること。

c 協定に参加しない者が、協定参加者の行なう取引若しくは事業における競争又はこれらの取引若しくは事業に関連する競争を妨げ若しくは制限するための手段をとつている場合において、かかる手段に対抗するために、その制限が合理的に必要なであること。

d 協定に参加しない者が特定の種類の商品の取得若しくは供給に係る取引若しくは事業の圧倒的な部分を支配している場合において、その者に対する商品の供給若しくはその者からのその商品の取得について、又は協定に参加していない者であつてその商品の取得若しくは供給に係る取引若しくは事業を行つていない者が、単独で若しくは他のかかる者と結合して、その商品の市場の圧倒的な部分を支配している場合において、その者に対するその商品の供給について、協定参加者が公正な取引条件を取り決めることができるようにするために、その制限が合理的に必要なであること。

e 前条の規定による申立の時に存在し又は存在することが合理的に予想される諸条件を考慮する場合、その制限を除去することが協定が、協定の関連する商業又は産業の相当部分が存在する一地域又は数地域における一般的な雇用の水準に重大かつ永続的な悪影響を及ぼすおそれがあること。

f 前条の規定による申立の時存在し又は存在することが合理的に予想される諸条件を考慮する場合、その制限を除去することが輸出入貿易の数量又は売上総額について連合王国の総輸出貿易又は協

定の関連する商業若しくは産業の総事業量に照して重大な減少をもたらすおそれがあること。

著者はこれらについて次のように整理する。

(1) 第二一条(1)(a)号および(b)号は商品の消費者、使用者および購入者の利益の増進に係る。 (b)号は制限的協定の正当化のために最も多く主張される。五事件において主たる制限が、一事件において従たる制限が(b)号に該当すると判断された。五事件の主たる制限は総て価格決定に制限を課したものであつた。裁判所は、(1)公衆が支払う価格が、制限がなければ支払うであろう価格より低い、(2)公衆は買い歩くむだがはぶかれる、(3)改良された商品に接近できる、(4)あるいは供給者を選択する範囲が広がるので公衆は利益を受けると判断した。しかし主たる制限が、製造される商品の型、生産高、販路に直接影響を与えるものは公衆に利益を与えるものとは判断されなかつた点が注目される。なお(b)号の公衆が最終消費者に限定されないことに著者は注意をかきしている。

(2) (c)号および(d)号は消費者の利益に特別関係していない。従来判例の態度は、(a)号の政策に関して動揺している。(d)号の政策目標について四つの可能性がある。第一は、さもなければ得ることのできない公正な利益を販売者(または購入者)に獲得させることである。第二は、支配的な購入者(販売者)と他の購入者(販売者)との間の取扱の平等を確保することである。第三は、支配的な購入者(販売者)が彼の購売(販売)から不公正な利益を得ることを防げることである。最後は、支配的購入者(販売者)に対する価格を、協

定および支配的購入者(販売者)が存在しない場合の価格に近づけることである。このように(d)号はその政策目的が不明確である。

(e)号の政策目的は明確である。

(3) 第二一条(1)(e)号および(f)号は、国内市場における消費者の利益の増進は考慮されていない。他の政策目的あるいは社会目標が導入されている。著者は、制限的協定に直接まきこまれる人々および直接影響を受ける人達の利益を越えて政策目的が広げられているがゆえに、同号について不安が存在するとしている。著者はさらに、本法の制定の契機となつた独占委員会の多数意見が、一地域の失業の排除を制限的協定の例外の可能な理由として列記していなかつたことを思い出す必要があると指摘する。

(4) 第二一条(1)後段の、制限的協定の美德と損害の比較衡量では、消費者に対する価格の上昇が問題となる。そこでは何が「合理的」な価格であるかが問題となる。初期の判決においては価格競争が存在すれば、そうなるであろう価格よりすべての面で高くない価格が「不合理でない価格」とされていた。しかし *Magnet case* において、「合理的」の意味がさらに明確に定義された。すなわち、総売上げおよび資本に対する合理的収益を結果するという意味、および当該産業が効果的に運転されているという意味において価格は合理的であるとしている。

この章の結びとして著者は次のように述べている。
裁判所が制限的慣行を判決しなければならぬ基準は決定的である。しかし第二一条は、公共の利益の基準を非常に広く引いている。

このことは考察されなければならない制限の好ましい効果についても、またそれから生じる損害を与える効果の兩者についてもあてはまる。しかし、その範囲が広いにもかかわらず、考へ得るあらゆる利益および損害が含まれているわけではない。

非常にさまざまな種類の利益および損害を認めることによつて二条(1)は異つたグループの人々の利益やその他の集団の利益を制限的履行について判決する場合に考慮することを要求している。しかし同条、あるいは全体としての本法は、いかに異つた利益を、優先性、緊急性あるいは重要性の順序に配列するかについては何ら指示していない。個々のケースの状況に応じて順序づけることを裁判所にまかしている。そこで裁判所は、特定の種類の消費の利益と輸出の増加における国家的利益の間で、資源の最大の利用という国家的利益と地方的失業の回避という国家的利益の間で、特定の利益とこれらの商品を合体して出来た製品のユーザーの利益の間で判決を下さなければならない。かつまた、制限を行なつている当事者の利益とその顧客の利益の間で決定しなければならない。

いくつかの相矛盾するグループの利益およびいくつかの相対立する政策目標を考慮に入れる要求は、まさにこの事実、すなわち法律がいずれのグループの利益に優越性を割当てるか、またいずれの政策目的に優越性を割当てるかを決定していないという事実より派生するのである。かくしてこのことが、裁判所に与えられた任務を複雑にし、一般に政治過程にまかされるデジジョン・メイキングの領域に裁判所を巻き込んでいるのである。

三 著者はさらに第五章では、裁判所の判決の結論の基礎となつている裁判所の経済予測の助けとなるある一定の知識又はデータによつて果たされる役割を検討する。第六章では、裁判官が本法によつて確定されずに残された政策目標に内容を与える試みおよび新しい裁判所の機能を取扱うアプローチを分析する。立法によつて与えられた解決の政治的意味にふれながら最後に七章で第二部を要約して終る。

以上が本書の概要である。わが国においては、独占禁止法が独占および制限的履行について規制を行なつている。しかし独占禁止法が禁止し排除しようとしている私的独占および不当な取引制限の定義規定は、非常に抽象的かつ一般的であつて明確ではない。すなわち、「公共の利益に反して」、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことがその要件とされている。特に「公共の利益」に関して、法律は何らのクリテリウムも示していない。したがつて公共の利益をめぐつて学説に対立があり、その対立は究極的には独占禁止法の政策目標に関する理解の仕方までさかのぼる。その国、その時代によつて何が公共の利益であるかについては当然その内容に相違があるが、イギリスにおける一九五六年法の公共の利益の基準、その適用をめぐる問題点は我國の独占禁止法の「公共の利益」の理解に多くの示唆を与えるものと思われる。